

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和7（2025）年6月2日（月）
開会 午後4時00分
閉会 午後4時45分
場所 市役所5階特別会議室

出席者

（選挙管理委員会委員）

委員長	石原正裕	委員	加藤好光
職務代理者	吉岡稔	委員	寺嶋敏勝

（事務局）

書記長（総務部部長）	城千穂子	書記（総務課専任副主幹）	小野田浩司
書記（総務部次長兼総務課長）	近藤晋	書記（総務課主任主査）	一丸智詩
書記（総務課主幹）	森田悟史	書記（総務課主査）	松浦あみ
書記（総務課副主幹）	窪田大輔		

公開の状況 公開（一部非公開）

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

- (1) 専決処分について（委員長報告）
- (2) 選挙人名簿定時登録（令和7（2025）年6月）について
- (3) 令和7（2025）年執行予定みよし市長選挙の日程について
- (4) みよし市議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正について
- (5) みよし市選挙管理委員会規程の一部改正について

3 その他

- (1) 参議院議員通常選挙に係る選挙事務について
- (2) 期日前投票所の投票立会人の協力について

議題

名前	内容
近藤書記	<p>それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>始めに、年度が変わり事務局に異動がありましたので、ごあいさつをさせていただきます。</p> <p><事務局あいさつ></p>
近藤書記	<p>それでは始めに、石原委員長よりごあいさつをお願いします。</p>
石原委員長	<p><委員長あいさつ></p>
近藤書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
石原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について（委員長報告）について、書記より説明をお願いします。</p>
松浦書記	<p>議題（1）の専決処分について説明いたします。資料の1ページをご覧ください。</p> <p>記載した3名の方について、「在外選挙人名簿への登録」を当委員会にて行いましたので報告いたします。</p> <p>表には、対象の方の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。</p> <p>そのまま2ページの説明に移ります。</p> <p>こちらは、今回登録をした方の被登録資格について確認をした結果になります。</p> <p>確認事項としましては、①すでに在外選挙人名簿に登録されていない者であること、②申請時において年齢満18年以上であること、③日本国民であること、④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること、⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有していること、これら7点について本籍地に確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録いたしましたことをご報告いたします。</p>
石原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございました</p>

	ら、お願いします。
委員	<質問なし>
石原委員長	それでは、議題（１）の専決処分について、ご異議なければ挙手をお願いします。
委員	<全員挙手>
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものとしたします。
	続きまして、議題（２）選挙人名簿定時登録（令和７年６月）について、書記より説明をお願いします。
松浦書記	<p>議題（２）選挙人名簿定時登録（令和７年６月）について事務局より説明いたします。３ページをご覧ください。</p> <p>こちらは令和７年６月定時登録における資格要件になります。</p> <p>１ 定時登録の基準日は令和７年６月１日（日）で、２ 登録日は令和７年６月２日（月）、本日となります。</p> <p>３ 登録要件は、（１）、（２）で、いずれの要件も満たす者が登録されます。</p> <p>登録要件の（１）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、令和７年６月２日において、年齢満１８歳以上の者になります。</p> <p>次に（２）住所要件としましては、ア 令和７年３月１日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民である者（住民票を移して３か月以上経過した者）、イ 令和７年２月１日から令和７年５月３１日まで転出した者で、３か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者、ウ 帰化した者は、帰化の届出がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。</p> <p>イのように、本市から転出した者であっても、転出後４か月以内の者については、表示登録者として本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>４ 抹消者についてですが、（１）から（３）のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。</p> <p>（１）は、令和７年１月３１日以前に転出した者で、転出して４か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。</p> <p>（２）は、前回の基準日（３月１日）から令和７年６月１日までに死亡した場合です。</p> <p>（３）は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>５ その他「転出者」で表示される者とは、令和７年２月１日以降</p>

の転出者であり、先ほどの3登録要件で触れた、本市から転出した
が、転出後4か月以内の者となります。

続きまして4ページをご覧ください。こちらは、今回の定時登録に
おける選挙人名簿登録者数を表したものです。

令和7年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,835
人、女23,714人であり、合計48,549人となります。

下段に、参考として前回3月の選挙時登録からの増減を示した表
を記載しています。

ページをめくっていただき、以下、5ページは投票区ごとの内訳
表、6ページは世代ごとの増減表、7ページは前回3月の選挙時登
録と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。

在外選挙人名簿登録者数についてです。

6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男17人、女13人、
合計30人となります。

下には参考として前回3月の選挙時登録からの増減を記載させて
いただいておりますが、前回3月1日の会議以降、2人増加し2人減少し
ています。

ページをめくっていただき、9ページは、在外選挙人が在留してい
る国の内訳になります。

続きまして、10ページをご覧ください。

こちらは、地方自治法における条例の制定または改廃、監査請求を
行うために必要な署名数を告示するものとなります。

これらの請求に必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1
とされていますので、その数は971となります。算出方法は、記載
の計算式のとおりとなります。

次のページをご覧ください。

こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散、議員、市
長、副市長をはじめとする主要公務員及び教育委員会の教育長また
は委員の解職請求に必要な署名数を告示するものとなります。

これらの請求に必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1と
されているため、その数は、16,183人となります。

こちらにつきましても、算出方法は記載の計算式のとおりとなり
ます。

以上が事務局からの説明となります。

石原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、
お願いします。

石原委員長

1点確認ですが、8ページに在外選挙人名簿の登録者数というこ

	とで、下段の方の参考資料なんですが、登録者数男1女2計3というのは先ほどの専決処分の方で承認したということですか。
松浦書記	そのとおりです。
石原委員長	下段の抹消者数で3人の方が抹消されているというのは、例えば帰ってみえたとか、そういう方が該当になるということですか。
松浦書記	外国にいた方が帰って来て、そこから4か月経つと在外選挙人名簿から抹消されることになります。
石原委員長	先ほどの説明のあった、3か月要件とか4か月要件に照らして法的に手続をとると抹消され、一般の選挙人名簿に切り替わるというように解釈すればよいですか。
松浦書記	そのとおりです。
石原委員長	ありがとうございます。それでは、ご質問等他になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。
	それでは、(2) 選挙人名簿定時登録（令和7年6月）について、ご異議なければ挙手をお願いします
委員	<全員挙手>
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものとしたします。
	続きまして、議題（3）令和7年執行予定みよし市長選挙の日程について、書記より説明をお願いします。
一丸書記	<p>前回の3月の選挙管理委員会で案をお示しさせていただきましたが、本年の12月7日の市長の任期満了に伴い、みよし市長選挙の日程を本日の会議でお決めいただきたく、議題として挙げさせていただいております。なお、この資料につきましては、3月の選挙管理委員会の資料と同様のものとなっております。</p> <p>公職選挙法の規定により、任期満了前30日以内に選挙を行うことになっておりますので、11月中の日程で執行する場合の案としまして、第1案と第2案を事務局からお示しさせていただいております。</p>

<p>石原委員長</p>	<p>第1案につきましては、11月16日の日曜日を選挙期日としまして、その1箇月前の10月16日に立候補予定者説明会、11月5日に事前審査、11月9日に告示という日程となっております。</p> <p>第2案につきましては、第1案より一週間遅い日程となっており、11月23日の日曜日が選挙期日、10月23日が立候補予定者説明会、11月12日が事前審査、11月16日に告示という日程となっております。</p> <p>本日の会議で日程をお決めいただいた後には、関係機関、各報道機関等に日程を情報提供し、周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。</p> <p>ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。</p> <p><質問なし></p>
<p>石原委員長</p>	<p>それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>(3) 令和7年執行予定みよし市長選挙の日程について、第1案がいいと思われる方は、挙手をお願いします。</p> <p><全員挙手></p>
<p>石原委員長</p>	<p>全員挙手ということで、本議題については、第1案が承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(4)みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正について、書記より説明をお願いします。</p>
<p>窪田書記</p>	<p>議題(4)みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。資料の13ページを御覧ください。</p> <p>議題の説明の前にこの条例について説明をさせていただきます。</p> <p>公職選挙法においては、国会議員の選挙から愛知県知事選挙や県議会議員選挙、市選挙管理委員会が行う市長、市議会議員の選挙までの様々な選挙において行うことができる選挙運動について規定がされています。</p> <p>市選挙管理委員会が行う選挙においては、選挙運動用の自動車の</p>

使用、ポスターの掲示、ビラの配布ができることとされています。

また、公職選挙法では、国会議員の選挙で候補者が行うことができる選挙運動用自動車の使用、ポスターの作成、ビラの作成について、一定限度額以内で無料、公費負担とすることとなっており、市の選挙においても市が条例で定めるところにより、国会議員の公費負担に準ずる内容で公費負担とすることができるとされています。

公費負担をすることの趣旨としては、選挙運動に要する費用について、資金力のある候補者が有利となり、候補者間に選挙運動の効果の不均衡が生じないようにするため、一定限度額内で公費負担とするものです。

みよし市では、市制施行後の平成22年12月にこの条例を制定しています。

資料13ページからの内容について説明させていただきます。

今回の改正の趣旨としましては、公職選挙法施行令に規定されている選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、ポスターの作成について、最近の物価高騰等を踏まえ、限度額が引き上げられることから、市で執行する選挙においても、条例でそれぞれ規定されている限度額を引き上げるため、改正することとなります。

内容としましては、自動車の公費負担額の改正として、自動車の借り入れ契約の限度額を、日額10,733円から16,100円に改正し、自動車燃料の代金の限度額を日額3,850円から7,700円に改正します。ビラの1枚当たりの作成単価の限度額は、7円73銭から8円38銭に改正し、ポスターの1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に改正し、ポスター1枚当たりの作成単価にポスター掲示場数を乗じて得た金額に加える金額、いわゆる企画費を105,416円から316,250円に改正する案となっております。

14ページを御覧ください。参考に今回の公職選挙法施行令と条例の単価比較表を掲載しておりますので、参考としてください。

続いて、15ページを御覧ください。こちらは条例の新旧対照表になります。右側が現行条例、左側が改正案となっており、変更する金額の部分に下線を引いております。

議会への提案時期につきましては、国の施行状況に合わせ令和7年9月議会への提案を予定しております。

今回の議題で条例改正について御了承いただければ、11月の市長選までに条例改正を行い、選挙に臨みたいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。

石原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。

吉岡委員	<p>国の額と同じにするということですか。</p>
窪田書記	<p>そのとおりです。</p>
石原委員長	<p>国の額に準じて、市の上限も改正するということですね。物価も上がっていますし。</p> <p>それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>(4) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><全員挙手></p>
石原委員長	<p>全員挙手ということで、本議題については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(5) みよし市選挙管理委員会規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。</p>
窪田書記	<p>みよし市選挙管理委員会規程の一部改正について資料の16ページを御覧ください。</p> <p>先ほどご説明しました、みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正に伴い、同規程内の様式にあります金額の表記を変更するものになります。</p> <p>資料の16ページについては、改正文となります。続いて、17ページに新旧対照表を掲載しております。右側が現行、左側が改正案となり、改正する箇所の下線を引いておりますので、御覧いただければと思います。</p> <p>こちらの改正につきましては、議会への提案は必要ありませんので、本日御了承いただければ、先ほど説明しました公費負担に関する条例と合わせて改正する予定でありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
石原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。</p>

石原委員長	<p><質問なし></p> <p>それでは、ご質問等他になければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>(5) みよし市選挙管理委員会規程の一部改正について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
石原委員長	<p><全員挙手></p> <p>全員挙手ということで、本議題については、承認されたものとしたします。</p> <p>続きまして、3 その他について、書記より説明をお願いします。</p>
一丸書記	<p>その他の(1)「参議院議員通常選挙に係る選挙事務について」、(2)「期日前投票所の投票立会人の協力について」2点を続けて説明させていただきます。まず、別に配布させていただいております「参議院議員通常選挙に係る選挙事務について」と書かれたA4横の資料をご覧ください。</p> <p>参議院議員通常選挙の期日は、少なくとも17日前に公示しなければならないとされています。今のところ、7月20日が濃厚ではないと言われておりますので、選挙期日を20日とした場合、16日前の7月3日が公示日となり、7月4日から期日前投票が始まるという案を作成させていただきました。</p> <p>皆様に出席をお願いする日には、表の一番右の列に○をつけさせていただいております。</p> <p>まず、公示日の前日の7月2日に選挙人名簿の登録等に係る選挙管理委員会、公示日である7月3日に氏名掲示のくじがございますので、出席をお願いいたします。</p> <p>次に、7月4日から7月19日までの期日前投票期間中に、投票立会人を、1人2～3回、お願いをさせていただきたいと思います。</p> <p>詳細については、後ほどご説明させていただきます。</p> <p>続いて7月17日午後5時は、開票立会人の届出期限となりますので、届出が10人を超えたら、翌日18日に開票立会人のくじを行いますので、こちらに出席をお願いいたします。</p> <p>選挙期日前日の19日は、明るい選挙推進協議会との合同会議ということで、協議会委員の皆様が啓発活動を行う前に、期日前投票の状況、啓発計画について御案内させていただきます。</p> <p>最後、選挙期日の20日は、夜に開票作業がありますので、投票終了前に、開票場所である総合体育館アリーナに集合していただきました</p>

	<p>いと思います。</p> <p>続いて、「期日前投票所の投票立会人の協力について」、別に配布しております資料の依頼文と回答用紙がありますので、回答用紙をご覧ください。</p> <p>前回の参議院議員通常選挙から、期日前投票所の会場をみよし市役所3階研修室に加え、おかよし交流センターにおいても開設しています。</p> <p>開設日は両投票所ともに期日前投票期間中の全ての日となり、投票時間については、市役所は午前8時30分から午後8時まで、おかよし交流センターは午前9時から午後8時までとなります。</p> <p>投票立会人については、委員の皆様、明るい選挙推進協議会の委員の皆様、大学生、職員で対応したいと考えておりますので、回答用紙に希望される日程に○を記入し、提出をお願いいたします。</p> <p>以前の委員の方々は、御自宅からの距離が近い方、北部の方はおかよし交流センター、南部の方はみなよし交流センターの方で御協力いただいておりますが、何かご希望がありましたら、申し出ていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
石原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありました。ご質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>別紙の7月18日(金)の立会人のくじについて、届出が10人を超えた場合は、立会人のくじをやるということですが、10人に満たなかった場合は、選挙管理委員会の委員が立会いは不要という理解でよろしいですか。</p>
一丸書記	<p>はい。くじの状況については事務局から御連絡をさせていただきます。</p>
石原委員長	<p>期日前投票の立会人について、立会時間が市役所とおかよし交流センターで時間がずれていますが、これは開設の時間が違うからということで、よろしいですか。</p>
一丸書記	<p>はい、そのとおりです。</p>
石原委員長	<p>期間が長く、御協力をお願いしないといけない日数もありますので、日程表を見ながら、また立会人として都合のよい日程を事務局にできるだけ早く提出をしていただくようお願いしたいと思います。</p>

事務局も日程が決まったらできるだけ早く連絡するようにお願いします。

それでは、議題は以上となりますので、本日の選挙管理委員会を終了いたします。

本日は、お疲れ様でした。